

令和 7 年 12 月

1 号認定保護者各位

学校法人 東播学院
とうばんの森こども園
園長 今井 智子

令和 8 年度より預かり保育の利用をお考えの方へ

1 号認定は、預かり保育料の利用料が、450 円×利用日数（月額上限 11,300 円）までが無償化の対象となります。ただし預かり保育利用料の無償化にあたっては施設等利用給付認定（新 2 号）を受けていただく必要があります。

令和 8 年度 4 月～新規にて新 2 号の申請をご希望の方は、申請書一式をお渡ししますので申し出て下さい。申請には、保育の必要性があることが条件となります。制度の詳細な資料が必要な方は、その旨をお知らせ頂くか、在園児用保護者向けサイト内でもご確認頂けます。

【加古川市に住民票のある方】

申請書の提出期限：令和 8 年 1 月 16 日（金）（加古川市幼児保育課必着）

とうばんの森こども園に提出される場合は、令和 8 年 1 月 9 日（金）までにご提出をお願いします。

【他市に住民票のある方】

直接各市町村へお申し出下さい。申請書の提出も各自でお願いします。

※注意事項※

- ①とうばんの森こども園の預かり保育のご利用は基本的に仕事をされている方に限ります。
- ②就労予定では「就労」認定はできません。
- ③提出期限以降に対象になった場合は、加古川市又はとうばんの森こども園にお早めに申請書の提出をお願いします。（他市の方は各市町村へお申し出下さい。）
- ④ご不明な点がある場合は直接加古川市幼児保育課（他市の方は各市町村）にお問い合わせをお願いします。
- ⑤現在預かり保育無償の認定（新 2 号認定）を受けている方で継続希望の方は別日に書類を配布する予定です。上記締切は新規の方対象のスケジュールです。
- ⑥この新 2 号と従来の 2 号は認定区分が異なります。
- ⑦この申請は園の預かり保育申込書とは違います。市への新 2 号申請となっておりますので混同しないようご注意ください。

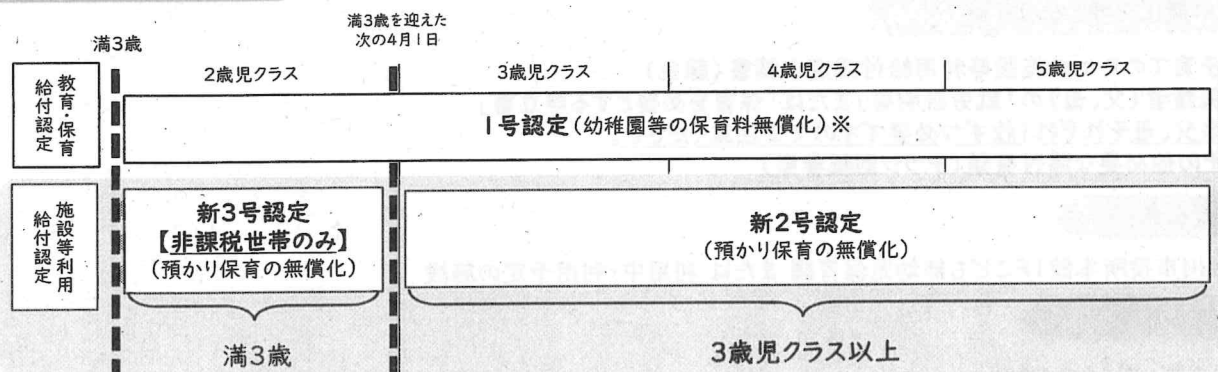


幼児教育・保育の無償化に係る新入園児の認定手続きについて

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上のお子様は幼稚園保育料が無償化となるほか、預かり保育事業を利用した際の料金も、450円×利用日数（ただし、月額上限額11,300円）までが無償化となっています。

つきましては、必要書類をご確認いただき、提出していただきますようお願いいたします。

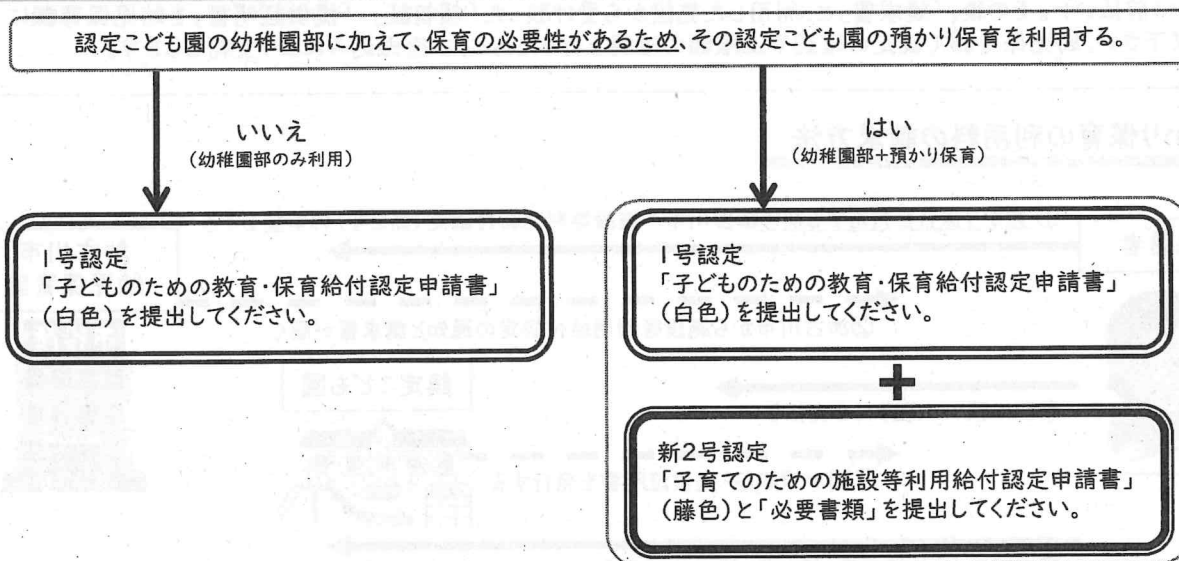
無償化の対象



※満3歳で認定こども園幼稚園部を利用する児童は、幼稚園保育料については無償化となります。
ただし、預かり保育事業を利用した際の料金については、無償化対象外となります。（非課税世帯を除く。）

対象サービス	無償化の内容	対象者
認定こども園幼稚園部	保育料無償（副食費は対象外）	1号認定（教育・保育給付認定）を受けている方
預かり保育事業	450円（日額単価）×利用日数で計算した額（月に26日以上利用した場合は月額上限の11,300円が無償になります。）	新2号認定（施設等利用給付認定）を受けている方

無償化に必要な申請書類（かんたんフローチャート）



1号認定を受けるための「子どものための教育・保育給付認定申請書」は各園が指定する締切日までに提出してください。
新2号認定を希望する方は裏面の内容もご確認いただき、必要書類を提出してください。

【問合せ先】 加古川市こども部幼児保育課 079-427-9213（直通）

（無償化の概要については裏面をご覧ください）

新2号認定(施設等利用給付認定)を受けるには

1. 無償化の対象となる方

以下のすべての条件にあてはまる児童が対象となります。

- ① 令和8年4月1日時点で満3歳以上の児童であり、預かり保育事業を利用する予定がある
- ② 令和8年4月1日時点で加古川市に住民票がある
- ③ 保育の必要性が認められ、チラシ別紙の認定事由に保護者のいずれもが該当する

2. 申請に必要となる書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書(藤色)
- ② 保護者(父、母)の「就労証明書」または「保育を必要とする申立書」
※父、母それぞれ1枚ずつ必要です。ご注意ください。
- ③ その他必要な添付書類(チラシ別紙参照)

3. 提出先

加古川市役所本館1Fこども部幼児保育課 または 利用中・利用予定の施設

4. 提出期限

令和8年1月16日(金)

上記の期限以降に提出される場合は、対象施設または対象サービスを利用する前に加古川市幼児保育課へ提出をお願いします。

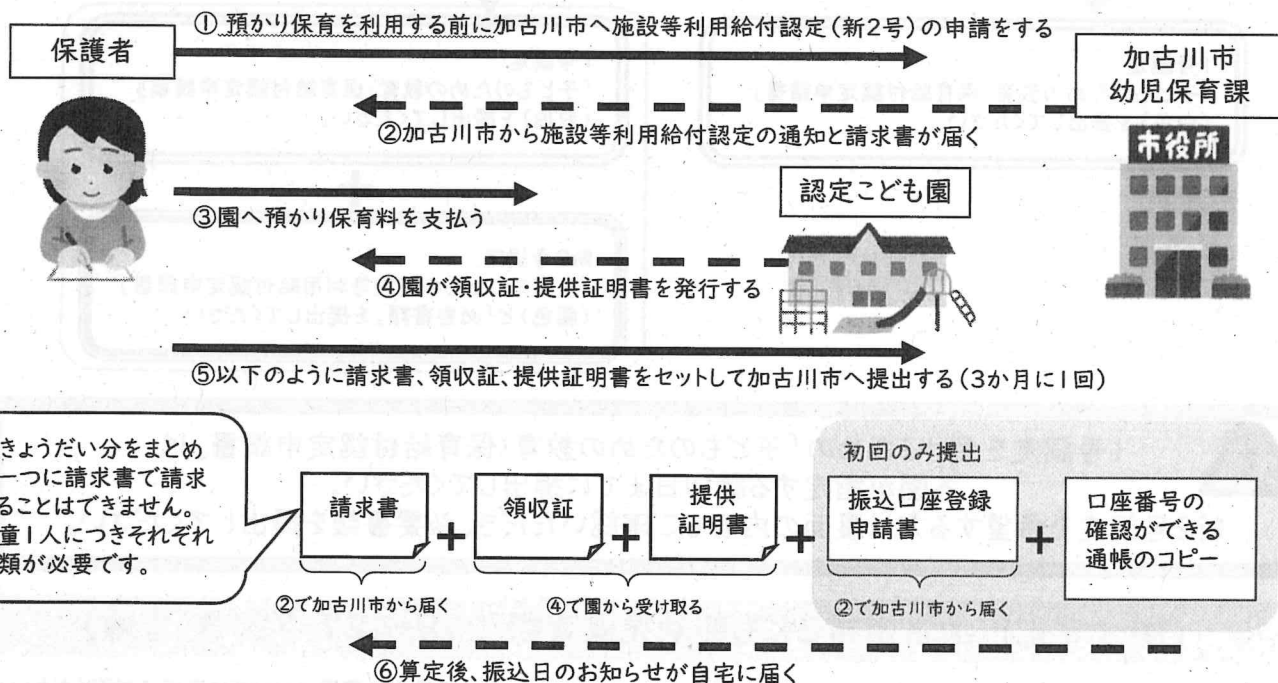
5. 留意事項

- ・児童2人以上の申請を同時にされる場合、証明書等は児童1人分の提出で構いません。
- ・令和8年度の認可保育施設への申し込みを行っている等により教育・保育給付認定(2号認定)をお持ちの場合は、申請が不要になる場合があります(みなし認定)。対象と思われる方は、お手数ですが幼児保育課へお問い合わせください。

6. 施設等利用料の支給について

提出された申請書を確認し、加古川市で認定ができれば、「子育てのための施設等利用給付認定通知書」とあわせて初回の請求書等を送付します。預かり保育事業等を利用された場合の利用料は、利用している施設に先にお支払い下さい(前払い)。その後、「請求書」と、利用した施設から受け取った「領収証」・「提供証明書」を幼児保育課に提出して下さい。幼児保育課で認定の確認や上限額の確認を行ったあと、口座振込みにより支給をします。

預かり保育の利用料の請求方法



加古川市「保育の必要性」の認定に関する基準について

本市における「保育の必要性」の認定に関する基準についてお知らせします。子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには、保護者のいずれもが下記の認定事由のいずれかに該当し、家庭で保育ができないことが前提です。

No.	認定事由 (保育を必要とする事由)	認定期間の上限 (施設等利用費の請求ができる期間)
1	就労 (1か月あたり48時間以上就労している) ※就労予定の方は「就労」認定はできません。	就労している期間
2	求職活動 (継続的な求職活動、起業の準備など)	90日を経過する日が属する月末まで ※求職活動の実績が確認できない場合は、同一年度内に再度申請することはできません(他の事由に変更された方を除く。)
3	妊娠・出産 (妊娠中または出産後、間がない)	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
4	疾病・障がい (保護者の疾病、負傷、障害)	療養を必要とする期間
5	介護・看護 (同居または長期入院等をしている親族の常時介護・看護)	介護・看護を必要とする期間
6	就学 (学校教育法で規定する学校等への就学、公共職業能力開発施設における職業訓練等)	卒業予定日または修了予定日が属する月末まで
7	災害復旧 (災害の復旧にあたっている)	認定事由により必要と認められる期間
8	虐待・DV (虐待やDVの恐れがある)	認定事由により必要と認められる期間
9	育児休業 (育児休業取得時において、当該育児休業に係る子ども以外の入所児童について継続して認定を希望する場合)	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※育児休業の事由での新規申請には条件がありますので、対象となるか幼児保育課にお問い合わせください。 ※「育児休業」事由では一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用費は請求できません。
10	その他 (上記に類するものとして本市が認める場合)	類するとされた認定事由に該当する期間

※状況に変化があった場合、認定内容が変更となる場合があります。認定変更に必要な書類は状況により異なりますのでお問い合わせください。

※認定期間内であっても、毎年、認定事由ごとにそれを証明する書類の提出が必要となります。

※認定期間は上表を上限として、保育が必要と認められる期間で決定します。

申請に必要な添付書類は裏面をご確認ください。

必要な添付書類について

提出書類のうち、以下を参考に必要な書類を準備してください。

保育を必要とする事由		必要な書類
就労(就労予定は不可)	常勤・パートなど	① 就労証明書 ※雇用開始日以降に証明されたもの
	自営業・農業など	《自営業主(個人事業主)》 ① 就労証明書 ※雇用開始日以降に証明されたもの ② 直近の確定申告書 B(第一表および第二表)、営業許可証、開業届等(いずれも税務署等提出分)のうち1点のコピー ③ 直近3カ月以内の主な取引がわかるもの(納品書、出荷伝票等)の1点以上のコピー 《自営業協力者(自営業協力者)》 ① 就労証明書 ※雇用開始日以降に証明されたもの ② 従事が確認できる直近の確定申告書 B、直近の源泉徴収票等(いずれも税務署等提出分)のうち1点のコピー ※上記が提出できない場合は、給与明細書、給与台帳(源泉徴収簿)、出勤簿、従事を確認できる開業届等(税務署等提出分)のうち2点のコピー
求職活動		① 保育を必要とする申立書 ② <u>同一年度内で再度、求職活動で申請する場合のみ</u> 選考を受けた結果の写し等、求職活動の実績が確認できるもの(ハローワーク受付票など登録のみの場合は受付できません)
妊娠・出産		① 保育を必要とする申立書 ② 妊婦健康診査費助成券または母子健康手帳等のコピー ※「母の氏名」と「出産予定日」の分かるものが必要です。
疾病・障がい		① 保育を必要とする申立書 ② 医師の診断書(原本)または障害者手帳、介護保険被保険者証のコピー ※「②医師の診断書」は「保育ができない旨とその理由」及び「保育ができるまでに回復するまでの期間」の記載があり、3ヶ月以内に発行されたものに限り(市指定の様式もあります)。
介護・看護 (同居または長期入院等をして いる親族の常時介護・看護)		② 保育を必要とする申立書 ② 常時介護・看護が必要な方の医師の診断書(原本)または障害者手帳等のコピー ③ 介護・看護の一週間のスケジュール ※「②医師の診断書」は「常時介護・看護を行う必要があること」及び「回復するまでの期間」の記載があり、3ヶ月以内に発行されたものに限り(市指定の様式もあります)。
就学		① 保育を必要とする申立書 ② 在学証明書、または学生証のコピー ③ 就学期間、授業時間等がわかるもののコピー
災害復旧		① 罹災証明書
育児休業		① 就労証明書(育児休業期間の記入があるもの)
その他		状況に応じて異なりますので、幼児保育課までお問い合わせください。

※2ヶ所以上での勤務の場合は、勤務証明の内容により勤務日数などを合算できる場合がありますので事前に幼児保育課までお問い合わせください。

※診断書は任意の様式でも可能ですが、市指定の様式を幼児保育課の窓口で配布及び市ホームページで公開しています。

※提出後、証明書の内容等に変更が生じた場合は必ず幼児保育課に新しい証明書と施設等利用給付認定変更申請書を提出してください。



「就労証明書」・「保育を必要とする申立書」・「医師の診断書」の有効期限は、証明日(作成日)から3カ月です。